

規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九九四

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）の一部を次のように改正する。

第十四条中「受けた職員」の下に「その他人事委員会が定める職員」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。